

監督署の窓

東日本大震災の 労災給付応援に赴いて



5月22日の夕刻に仙台労働基準監督署への震災応援のため東北新幹線の仙台駅へ降り立ちました。地震で仙台市はどの様な状況になつてゐるかと思つていましたが、ビルの壁面が傷んだのか、いくつかのビルにネットが架かっている程度で街の様子は普通に流れています。テレビで見る津波の映像の残像との違いに少し戸惑いを感じました。ホテルに着くとフロン

トに列ができてきました。ビジネスホテルの日曜日のチェックインといえば閑散としているはずなのに、仙台へ多数の人たちが震災応援に入つていることを実感しました。

翌23日、「震災によつて亡くなられた方の遺族（補償）給付請求は5月17日現在で176件あります。今後も請求件数は増加し1,000件を超えるのではないか。また、気仙沼市や南三陸町を管

轄とする石巻署管内の被害状況は仙台署管轄を大きく上回っている。遺族（補償）請求の9割以上が津波の被害者である」との説明を受けて応援業務を開始しました。

応援業務は

遺族（給付）請求をされたご遺族の方から

の被災状況や遺族関係の聞き取り確認が主体でした。

地震後に小学校へ子供を迎えて行つた時に津波が襲来し、自宅が目の前で押し流されていつたと話される方。ご主人と3人のお子さんを亡くされたはづのご主人が早く帰社したために被災し、夜遅くに被災地にいると

のメールが入つたと言われる方。ご遺族の方の話からは、仙台の駅前の状況と津波の被害との乖離の大きさに驚かされました。残された方々に、今後の生活に労災給付が少しでも役立てばと思いまして。しかしながら、労災保険給付を行うためには、到達時刻との間に時間があつたため仕事中・通勤中との判断が難しい事案が発生する必要があります。

「死体検案書の母の被

災場所に自宅の住所が記載されている。本当の被災場所がはつきりしていないのではないか。事業場は地震後に母に帰宅しないなどとの問題もあります。

今回の震災では、業務遂行中又は通勤途中でなければ、特段の反証がなければ労災保険給付するとしており、仙台署の職員たちは、被災された方々のために迅速な労災給付を行うよう努めていますが、業務中・通勤中の判断に悩む日々が続きそうです。

談も寄せられました。特に、パートタイマーの人たちは地震後に帰宅指示が出された方が多く就業の場所と自宅が近いため通勤途中的被災か、帰宅してからの被災かの判断に苦慮する事例が多くあります。ご遺族の方には、事業場の証言が得られる人と得られない人などがあります。また、ご遺体の発見場所が被災現場ではないので被災現場が特定できないなどの問題もあります。